

【修正内容】

令和 9 ～ 1 1 年度プラスチック類再商品化処理業務（単価契約） A ・ B 競争入札説明書

修正前	修正後
2 入札参加資格に関する事項 エ <u>令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までに連続して 1 年間以上、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）第 3 3 条第 1 項の規定による再商品化計画の認定を受けてプラスチック類の再商品化処理業務を受託したことがあること。</u>	2 入札参加資格に関する事項 エ <u>競争入札参加申請日時時点で連続して 1 年間以上、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）第 3 3 条第 1 項の規定による再商品化計画の認定を受けてプラスチック類の再商品化処理業務を受託したことがあること。</u>
3 入札に参加しようとする者が準備すべき書類 ・ <u>令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までに連続して 1 年間以上、プラスチック資源循環促進法第 3 3 条第 1 項の規定による再商品化計画の認定を受けてプラスチック類の再商品化処理業務を受託したことを証する書類（契約期間が明記された契約書の写し等）（添付資料 2 - 2）</u>	3 入札に参加しようとする者が準備すべき書類 ・ <u>競争入札参加申請日時時点で連続して 1 年間以上、プラスチック資源循環促進法第 3 3 条第 1 項の規定による再商品化計画の認定を受けてプラスチック類の再商品化処理業務を受託したことを証する書類（契約期間が明記された契約書の写し等）（添付資料 2 - 2）</u>

入札に参加しようとするものが準備すべき書類一覧

修正前	修正後
（再商品化処理を行うための施設、知識、技能、経験等を有していることを証する書類） ・ <u>令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までに連続して 1 年間以上、プラスチック資源循環促進法第 3 3 条第 1 項の規定による再商品化計画の認定を受けてプラスチック類の再商品化処理業務を受託したことを証する書類（契約期間が明記された契約書の写し等）（添付資料 2 - 2）</u>	（再商品化処理を行うための施設、知識、技能、経験等を有していることを証する書類） ・ <u>競争入札参加申請日時時点で連続して 1 年間以上、プラスチック資源循環促進法第 3 3 条第 1 項の規定による再商品化計画の認定を受けてプラスチック類の再商品化処理業務を受託したことを証する書類（契約期間が明記された契約書の写し等）（添付資料 2 - 2）</u>

別紙 1 7 競争入札参加申請書

修正前	修正後
2 添付書類 (再商品化処理を行うための施設、知識、技能、経験等を有していることを証する書類) ・ <u>令和5年4月1日から令和7年3月31日までに連続して1年間以上、プラスチック資源循環促進法第33条第1項の規定による再商品化計画の認定を受けてプラスチック類の再商品化処理業務を受託したことを証する書類（契約期間が明記された契約書の写し等）</u>（添付資料2－2）	2 添付書類 (再商品化処理を行うための施設、知識、技能、経験等を有していることを証する書類) ・ <u>競争入札参加申請日時点で連続して1年間以上、プラスチック資源循環促進法第33条第1項の規定による再商品化計画の認定を受けてプラスチック類の再商品化処理業務を受託したことを証する書類（契約期間が明記された契約書の写し等）</u>（添付資料2－2）